令和３年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成金のご案内

昨年に引き続き地球温暖化防止対策のためCO2を始めとする温室効果ガスの削除及び省エネルギー対策の一貫としてアイドリングストップ励行を支援するため、エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器を導入する事業所に対し、一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内致します。

記

１．申請期間　令和３年６月１日(火)　～　令和４年２月２８日(月)
（土日祝祭日及び休館日は除く）
※但し、令和３年３月１日(月)から令和４年２月２８日(月)までに導入し、支払いが終了した機器が対象
※申請期間内であっても、助成枠に達した時点で打ち切り予定。

２．助成金額　購入価格(税抜き)の１／２以内の額（千円未満切捨て）
※但し、次に定めた額を１機あたりの上限とし、１事業者あたりは２０万円を上限とする。
※国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

・蓄熱マット等	４，０００円
・蓄冷式クーラー又は温水式ヒーター	１０，０００円
・エアヒーター	３０，０００円
・車載バッテリー式冷房装置	３０，０００円

３．助成枠　５００千円

４．申請要領　別添の様式Ｄ「令和３年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、**①請求書及び領収証の写し(※リース又は割賦の場合は契約書の写し)②装着した車両の車検証の写し、③装着証明書の写しを添えて申請する。**
※新車に装着した時は、④見積書等の写し(対象機器名、金額の記載のある書類)もあわせて添付する。
※原則、交付申請書は事業完了日から３か月以内または令和４年２月２８日までのいずれか早い日までに提出願います。但し、領収証を交付申請時に添付できない場合は、後日提出でも可とする。

５．備考　①会員所有の**県内営業ナンバーの車両に装着**するものとする。
②助成金は**新たに購入した対象機器**に対して行う。

［問合せ先］　(一社)栃木県トラック協会　業務部
TEL０２８-６５８-２５１５　FAX０２８－６５８－６９２９

令和３年度アイドリングストップ支援機器導入促進
助成金交付要綱

一般社団法人栃木県トラック協会

（目　　的）

第１条　一般社団法人栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）は環境対策の一環として、アイドリングストップ運動の励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器（以下「機器」という。）の導入助成金の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

（定　　義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるとおりとする。

①　助成の対象とする機器は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるもとする。

（１）電気式の毛布、マット又はベッド（外部電源対応機器を除く）
（２）蓄冷式クーラー又は温水ヒーター
（３）エアヒーター
（４）車載バッテリー式冷房装置

②　「事業者」とは、栃木県内を使用本拠の位置として事業用貨物自動車を有する者で、かつ助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。新規加入事業者については、入会後導入したものを対象とする。但し、栃ト協会費等の未納がある会員はその限りではない。

（助成金額）

第３条　交付する助成金額は、事業者があらたに導入する蓄熱マット等の取得価格の２分の１以内の額(千円未満切捨て)を全ト協及び栃ト協で負担するものとし、次に定めた額を１機あたりの上限額とし、かつ１事業者あたり累計２０万円を上限とする。

（１）電気式の毛布、マット又はベッド　　４，０００円
（２）蓄冷式クーラー又は温水式ヒーター　１０，０００円
（３）エアヒーター　　３０，０００円
（４）車載バッテリー式冷房装置　　３０，０００円

２　前項の取得価格には、消費税は含まない。

（助成金限度額）

第４条　事業者への助成金限度額は、年次５００千円とする。

（助成金交付請求）

第５条　助成金の交付を申請する会員事業者は、栃ト協が定める期日までに、様式D「令和３年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付請求書」により、次の書類を添付し栃ト協会長に対して請求をするものとする。

ア　請求書及び領収証の写し　※リース又は割賦の場合は契約書の写し
イ　装着した車両の車検証の写し

ウ　装着証明書の写し
但し、新車に装着した時は、見積書等の写し(対象機器名、金額の記載のある書類)

(助成対象期間)
第６条　助成対象期間は令和３年３月１日(月)から令和４年２月２８日(月)とし、２月末日までに装着を完了、支払を終了するものでなければならない。
２　期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金の交付)
第７条　第５条により請求を受けた事業者に対し、令和４年３月末日までに助成金を交付する。

(機器の処分制限)
第８条　事業者は、交付対象となった機器が装着日から起算して下記に定める期間が経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

処分制限期間	①電気式の毛布、マット又はベッド	１年
	②その他の機器	６年

(助成金の返還)
第９条　栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
（１）この要綱その他栃ト協が定める事項に違反したとき
（２）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
２　前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協及び栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(雑　　則)
第１０条　栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附　　則)
１．　本要綱は、令和３年４月１日より適用する。

別添2

アイドリングストップ支援機器一覧

令和4年5月2日現在

◎エアヒータ

メーカー名	機器名・型式
ベバストサーモアンド コンフォートジャパン	エアヒーター　AT2000ST
	ベバストヒーター　AT2000STC
~~エバスペヒャー ミクニ~~	~~エアトロニック　D2~~
エバスペヒャー ミクニ クライメットコントロール システムズ	エアトロニック　D2L
クロコアートファクトリー	BRANOエアヒーター ATESO ALFA D2

◎車載バッテリー式冷房装置

メーカー名	機器名・型式
太陽工業	エアースタイル
ベバストサーモアンド コンフォートジャパン	パーキングクーラー　フレスコ3000
	ベバストクーラー　Cool Split20 Top/Back
~~アイ・シー・エル~~ いすゞA&S	ISC-1800W　i-cool+（アイクール プラス）
	i-Cool mini（アイクール ミニ）
	i-Cool Hi（アイクール　ハイ）　ISC-2200W
~~エバスペヒャー ミクニ~~ エバスペヒャー ミクニ クライメットコントロール システムズ	クールトロニック 9457001
	クールトロニック 9457321
	クールトロニック 9457322
	クールトロニック 9457323
	クールトロニック1600BW　Cooltronic1600BW
ホワイトハウス	クールトロニック
~~ワーテックス~~	~~ﾊﾟｰｷﾝｸﾞｴｱｺﾝ　WAX0910~~
	~~ﾊﾟｰｷﾝｸﾞｴｱｺﾝ　WAX0930~~
スカニアジャパン	Bycool　Compact3.0

様式Ｄ

令和　　年　　月　　日

一般社団法人　栃木県トラック協会長　殿

住　　所
氏名又は名称
代表者氏名　　㊞

令和３年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付請求書

令和３年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱第５条の規定に基づき、関係書類を添えて助成金の支払い請求をします。

１．交付請求額　　金　　円

NO	商　品　名 (購入単価：税抜き)	個数	購入価格小計	１基あたり 助　成　額	助成額小計
1	(　　円)		円	円	円
2	(　　円)		円	円	円
3	(　　円)		円	円	円
助成額（交付請求額）　合　計					円

※助成金交付請求額は購入価格の１／２以内（千円未満切捨て・上限額あり）になります。
※１事業者あたり助成額合計２０万円を上限とする。

２．添付書類　　①請求書及び領収証の写し（※リース又は割賦の場合は契約書写し）
②装着した車両の車検証の写し　③装着証明書の写し
※新車の場合、④見積書（対象機器名、金額の記載のある書類）

３．振込先金融機関

金融機関	本・支店名
口座名義	口座番号（普通・当座）
ﾌﾘｶﾞﾅ	

担当者名：　　ＴＥＬ：　　ＦＡＸ：

整理番号	Ｄ－

【共通様式】

アイドリングストップ支援機器　装着証明書

（申請事業者名）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（証明者）

印

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり装着したことを証明します。

NO	機器メーカー名	機器名称	型式	車両登録番号	装着年月日	購入金額（税抜き）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						